

○滑川市遺児福祉年金条例

昭和44年3月29日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、両親の保護に欠ける児童に、遺児福祉年金(以下「年金」という。)を支給し、その児童の健全な成育を助長し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺児 義務教育を終了するまでの児童で、両親の保護に欠ける者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者又は後見人その他の者で、遺児を現に監護し、又は養育する者をいう。

(支給要件)

第3条 年金は、市内に居住する遺児で、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 両親と死別し、又はこれに準ずる境遇にある者で規則で定めるもの
- (2) 片親と死別し、又はこれに準ずる境遇にある者で規則で定めるもの

(年金の額)

第4条 年金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する遺児 30,000円
- (2) 前条第2号に該当する遺児 15,000円

(認定)

第5条 保護者は、当該遺児に係る年金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び年金の額について、市長の認定を受けなければならない。

(年金の支給)

第6条 年金は、保護者に支給する。ただし、市長は、保護者が遺児の監護又は養育を著しく怠つていると認めるときは、別に指定する者に年金を支給することができる。

(受給資格喪失の届出)

第7条 受給資格の認定を受けた遺児が、当該資格を喪失したときは、その保護者は、すみやかに、その旨を市長に届出なければならない。

(不正利得の返還)

第8条 保護者が、偽りその他不正の手段により、年金の支払いを受けたときは、市長は、既に支払つた年金の全部又は一部を返還させるものとする。

(未支払の年金)

第9条 受給資格の認定を受けた遺児が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき年金で、まだ支払つていなかつたものがあるときは、保護者(第6条の指定者を含む。)に、その未支払の年金を支払うことができる。

(受給権の保護)

第10条 年金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(届出の義務)

第11条 市長は、年金の支給を受けている遺児の保護者に対し、年金の支給に必要な事項を届出させることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

(支給の特例)

2 この条例の施行の際現に受給資格を有する遺児についてその保護者が、昭和44年6月30日までに第5条の規定による受給認定の申請をしたときは、その遺児に対する年金の支給は、第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月から始める。

附 則(昭和45年条例第12号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第13号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第14号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第13号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第9号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第11号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第6号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。